

「福島県過疎地域持続的発展方針（案）」に係る

県民意見の募集結果について

県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和8年度から5年間に係る県の過疎地域持続的発展に関する基本的事項として、また、過疎地域市町村の持続的発展計画の指針として、福島県過疎地域持続的発展方針を策定しました。

記

1 募集期間

令和7年9月5日（金）～令和7年10月6日（月）

2 募集方法

県のホームページ、県政情報センター、県政情報コーナー、企画調整部地域振興課において計画の素案を公表し、意見を募集しました。

3 御意見の件数

御意見はありませんでした。